

船橋市アマチュア無線クラブ運営規定

2016. 04. 24 改訂

船橋市アマチュア無線クラブ

(定義)

第1条

この規定はクラブの目的達成に必要な事業並びに業務を遅滞無く遂行するため、運営上の基本的な事柄について定める。

(事業と担当幹事)

第2条

クラブの事業および担当幹事は次の通りとする。

担当幹事 (理事)	:	事業 (業務)
代表 (会長)	:	クラブの代表、業務の総括
総務担当 (副会長)	:	会長補佐、総会対応、入退会事務その他
会計担当 (会計理事)	:	クラブ関係の会計と資産管理
渉外担当	:	総合通信局、日本アマチュア無線連盟 (以下JARLと略す) その他との折衝
オンエアミーティング担当	:	オンエアミーティングの企画、実行
移動運用担当	:	移動運用の企画、実行
技術指導担当	:	講習会の企画、実行及び技術的指導
行事担当	:	市総合防災訓練、防災フェアなどへの参加協力対応
広報担当	:	機関紙の編集、発行、その他の広報業務
クラブ局担当	:	J J 1 Y N Aの免許・運用管理、クラブQ S Lカードの管理
ホームページ担当	:	クラブのホームページの維持管理

(担当幹事の選出)

第3条

- 1 担当幹事は役員の間選で定め会員に報告する。担当幹事は複数業務兼任を可とする。
- 2 担当幹事は業務を補佐する実行委員を複数指名することが出来る。
- 3 担当幹事は担当事業 (業務) について総会で報告する。

(事業の範囲)

第4条

クラブの活動は船橋市アマチュア無線非常通信連絡会 (以下連絡会と略す) の事業の名目で行う場合がある。

(連絡会活動)

第5条

災害発生時における連絡会としての活動 (J J 1 Y N A運用規定を参照のこと)

クラブはJ J 1 Y N Aを立ち上げ、本部統制局を運用する。本部統制局担当者は会長又は役員が連絡会員から適任者を指名する。

それ以外の連絡会員は、市内各避難所および各地区本部に展開して、情報の収集、伝達など、災害情報通信の支援を行う。指揮、指令は会長と、会長の指名メンバーによる。

非常通信の実施にあたってはJARLの非常通信実施要領に準拠した方法で行い総合通信局
およびJARLへ報告する

注1：連絡会員とはクラブ員の内、船橋市アマチュア無線非常通信協力局の委嘱を受けたものを
云う。